平成27年10月1日改定

「被保険者のしおり（抜粋版）」（がん団信）

●がん診断保険金特約、リビング･ニーズ特約付団体信用生命保険

3 がん診断保険金特約のご説明

Ⅰ．保険金のお支払いについて

～図解省略～

被保険者が責任開始日以後、保険期間中に悪性新生物（がん（※4））に初めて罹患し、医師により悪性新生物と診断確定（※5）されたとき、がん診断保険金が支払われます。

ただし、責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合にはがん診断保険金は支払われません。

（90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発・転移等と認められる場合もがん診断保険金は支払われません。責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合で、90日経過後、新たに別のがんに罹患し、がんと診断確定された場合にはがん診断保険金が支払われます。）

～図解省略～

（※4）対象となる悪性新生物（がん）とは、〔別表2〕によって定義づけられる疾病とし、〔別表3〕に区分されるものをいいます。ただし、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」および「上皮内がん」を除きます。

（※5）がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより医師によってなされることを要します。

別表2　対象となる悪性新生物の定義

疾病名	疾病の定義
悪　性 新 生 物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの ／3・・・悪性、原発部位 ／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表3　対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症〈多血症〉	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち	
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

～以下省略～